

令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被告 宮部龍彦

証拠説明書

令和7年3月2日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

号 証 標	目	原本 / 写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙1	陳述書	写し		個人原告	個人原告は部落解放同盟大阪府連合会役員であり、府外から富田林市の部落へと移住したと称していること
乙2	一般社団法人富田林市人権協議会法人登記簿 (全部事項)	写し	2023/11/15	登記情報提供サービス	個人原告が一般社団法人富田林市人権協議会の理事であること
乙3	部落解放277号	写し	1988/4	解放出	個人原告

乙 4	部落解放 3 4 6 号	写し	1992/8/25	版社	が部落解放同盟の活発な活動家であること
乙 5	部落解放 3 5 3 号	写し	1993/2/10		
乙 6	部落解放 3 8 6 号	写し	1995/2/25		
乙 7	部落解放 4 1 8 号	写し	1997/3/5		
乙 8	富田林市地域人権学習・交流事業補助金	写し	2023/8/16	富田林市	一般社団法人富田林市人権協議会が富田林市から補助金を受けていること
乙 9	部落解放研究 2 1 0 号	写し	2019/3	個人原告	個人原告が当該地域を部落であるとして雑誌に掲載したこと
乙 10	部落解放 1 号	写し	1968/10	解放出版社	部落解放同盟が当該地域が部落ないし同和地区であると公表してきたこと
乙 11	部落解放 9 号	写し	1969/6		
乙 12	部落解放 1 6 号	写し	1971/7		
乙 13	部落解放 2 9 9 号	写し	1989/10		
乙 14-1	事業 - 富田林市人権協議会	写し	2023/11/15	一般社団法人富田林市人権協議会	一般社団法人富田林市人権協議会が当該地域
乙 14-2	富田林市人権協議会	写し	2023/11/15	一般社団法人	を同和地区とわか

				富田林市人権協議会	る形でウェブサイトで公開していたこと
乙 15	フツの人の自覚なき差別	写し	2019	公益財団法人鳥取県人権文化センター	「差別」の定義が先鋭化、先鋭化していること
乙 16-1	マイクロアグレッション	写し	2023/11/17	香川県	
乙 16-2	「人権週間」を含む12月の啓発活動について～今年度の重点課題は「マイクロアグレッション」です！～		2023/11/24	香川県	
乙 17	富田林の「部落探訪」	写し	2020/1/25	山本某	「そもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落」という伝聞が実在すること
乙 18-1	富田林市平成28年9月定例会	写し	2016/9/13	富田林市議会	当該地域が同和地区だと分かる形で議論することには公益性があること
乙 18-2	富田林市令和2年12月定例会	写し	2020/12/8		
乙 18-3	富田林市令和4年6月定例会	写し	2022/6/15		
乙 18-4	富田林市令和5年6月定例会	写し	2023/6/28		
乙 18-5	富田林市令和4年9月定例会	写し	2022/9/28		

乙 18-6	富田林市令和 5 年 3 月定例会	写し	2023/3/13		
乙 18-7	富田林市令和 4 年 9 月定例会	写し	2022/9/13		
乙 18-8	富田林市 電子入札・契約情報	写し	2022/8/3	富田林市	
乙 19	富田林市若松 1-22-13 で撮影した写真	写し	2023/12/3	被告	乙 23 の石碑に、ここが部落であると分かる記載があること

号 証	標 目	取得年月日	U R L	立 証 趣 旨
乙 20	「恐怖の中に置かれている」被差別部落住民、投稿削除の仮処分を申請		https://digital.asahi.com/articles/ASRC63VQCRBVP-TIL010.html?ptoken=01JN5KV7P0TW5PXSPZ16X0S8FK	原告らがメディアの取材に応じ、本件が大きく報じられていること
乙 21	不法占拠の解放同盟事務所が退去		http://oh-tuusinn.cocolog-nifty.com/blog/2010/01/post-c160.html	個人原告が一般社団法人富田林市人権協議会の理事であること
乙 22	大阪まちづくりプラットフォーム		https://www.jinken-osaka.jp/matizukuri/katsudo/tondabayashi.html	自治体の公式サイトで若松団地が同和地区としてまちづくりの対象になっていることが周知であること
乙 23	<大阪>先人の遺志を引き継ごうと ～創立の地で記念碑の除幕式		http://www.bll.gr.jp/info/news2023/news20230815-4.html	個人原告が本年、当該地域が部落と分かる石碑を新設したこと
乙 24	富田林市若松団地におけるまちづくり活動		https://www.jinken-osaka.jp/matizukuri/pdf/shien/03/p05.pdf	若松団地の再開発リーフレットにより、行政・関係団体が同和事業とし

				て当該地域を公に位置づけていること
乙 25	人権を守るために福祉を充実させる。富田林市人権協議会が取り組む「I♡新小校区福祉プロジェクト」		https://kyuminyokin.info/articles/1383	人権協議会の福祉事業紹介から、当該地域が同和地区であると組織的・公的に周知されていること
乙 26	富田林市-文化財デジタルアーカイブ:富田林市史 第二巻 (本文編 II)		https://adeac.jp/tondabayashi-city/texthtml/d000020/cp000002/ht000221	富田林市の公式アーカイブに被差別部落としての歴史が記載されており、行政自ら当該地域が部落であると公開していること
乙 27	富田林市-文化財デジタルアーカイブ:富田林市史 第三巻 (本文編 III)		https://adeac.jp/tondabayashi-city/texthtml/d000030/cp000003/ht000159	富田林市の公式アーカイブに被差別部落としての歴史が記載されており、行政自ら当該地域が部落であると公開していること
乙 28	部落解放研究所 研究所通信 No. 400		https://blhrri.org/user_pdf/guide/20200316153238_1.pdf	個人原告が自身の使命と解放同盟の所属と「被差別部落出身」を自ら公表していること
乙 29	検索結果 - 国立国会図書館デジタルコレクション		https://dl.ndl.go.jp/search/searchResult?accessRestrictions=internet&accessRestrictions=ooc&collection=A00001&collection=A00002&collection=A00022&collection=A00003&collection=A00014&collection=A00015&collection=A00017&collection=A00016&collection=A00019&collection=A00121&collection=A00024&collection=A00152&collection=A00150&collection=A00173&collection=A00122&collection=A	国立国会図書館ウェブサイトで見られることが、広く公知の事実であること

			00162&collection=B00000&keyword=%E5%86%A8%E7%94%B0%E6%9E%97%E3%80%80%E8%8B%A5%E6%9D%BE%E7%94%BA%E4%B8%80%E4%B8%81%E7%9B%AE&fullText=true&title=%E9%83%A8%E8%90%BD&eraType=AD&availableType=Persend&identifierItem=ISBN&includeVolumeNum=true&pageNum=0&pageSize=20&sortBy=ISSUED_ASC&displayMode=list	
乙 30	富田林市の部落・同和地区に関する調査結果		https://chatgpt.com/share/67c1759d-6930-8000-8b29-c3fd7ac594e1	AI の調査機能で、公表されている情報から富田林市の同和地区や個人原告の属性が分かること